

期間限定
特別枠

補助率
限度額 **UP↑**

<受付中>

空き家率 日本一の山梨県で

～官民連携～

空き家活用ビジネス 

山梨県では、地域の課題解決や地域の活性化に貢献する空き家活用ビジネスを支援しています。

県と官民連携で空き家活用ビジネスに取り組んでみませんか？

認定制度

※1

- 認定基準 -
- ・ 県内※2で複数の空き家を活用する見込みのあるビジネス
- ・ 地域の課題解決や地域の活性化等に貢献するビジネス

認定されると・・・

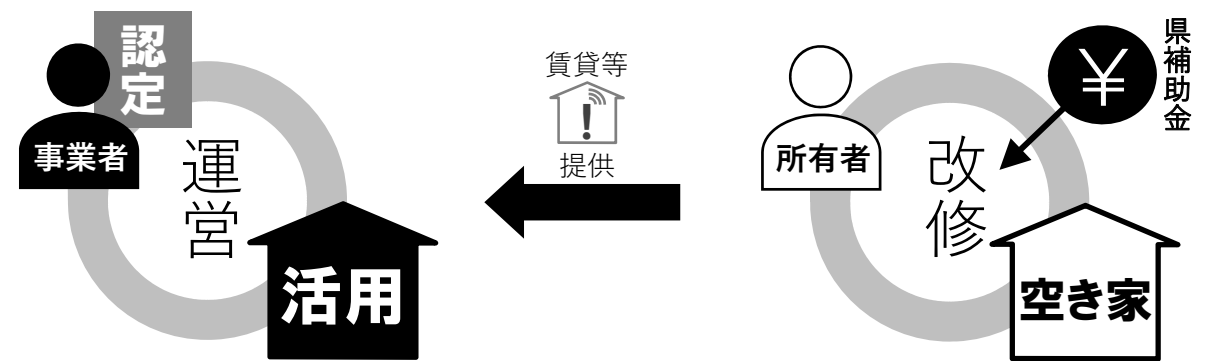


※1：やまなし創生官民連携空き家活用事業認定要綱
※2：複数の市町村の区域で実施する見込みがあること

補助制度

※3

- 補助制度概要 -
- ・ 認定事業者に空き家を10年以上賃貸等※4提供する目的で所有者が行う改修に対し、県が補助金を交付する
- < 補助対象者 > . . . 空き家所有者（個人に限る）
- < 補助率 > . . . 通常枠：改修費用の2/3以内（上限250万円）
- . . . 特別枠※5：改修費用の3/4以内（上限500万円）



※3：山梨県官民連携空き家活用促進事業費補助金交付要綱
※4：運営委託などを含む
※5：（特別枠＝二拠点居住推進枠）感染症に対して強靱な社会・経済の形成に向け、移住や二拠点居住の推進、関係人口の創出など東京一極集中の是正に繋がるものとして知事が認めるもの（2021年12月28日までの期間限定）

詳しくは、山梨県のホームページを確認！



－お問い合わせ－

山梨県 県土整備部 住宅対策室
〔空き家活用ビジネス官民連携相談窓口〕

TEL：055-223-1731